

事業種別	座間市
○起業創業支援 ○助成金	●市商工会、市内金融機関と共催し創業セミナー、創業塾を実施。法人化を伴う創業の際、登録免許税及び内外装工事費等の準備費用を補助。 ●信用保証料補助制度：県中小企業制度融資のうち、ライフステージ別資金（創業期）への信用保証料補助。 ●中小企業事業資金利子補助制度：県中小企業制度融資のうち、ライフステージ別資金（創業期）への利子補助。
主管課	産業振興課
連絡先	046-252-7604
○その他独自の取組	●市内空き店舗を活用し、事業を開始する際に内外装工事費等を補助。
主管課	産業振興課
連絡先	046-252-7604
ウェブサイト	・創業支援： https://www.city.zama.kanagawa.jp/sangyo/sougyou/shien/index.html

事業種別	座間市
○住宅リフォーム補助	●『令和８年度住宅リフォーム補助事業』 自らが現に居住し、かつ、市内に住宅（共同住宅は専有部分、併用住宅は住宅部分）を所有している者が実施するリフォーム工事に対する補助。 ●『令和８年度座間市子育て世帯等住宅リフォーム補助事業』 １８歳以下の子供がいる世帯又は妊婦が属する世帯が現に居住し、市内に住宅（共同住宅は専有部分、併用住宅は住宅部分）を所有している者または子育て世帯等の親で当該住宅を所有する者が実施するリフォーム工事に対する補助。
主管課	都市整備課
連絡先	046－252－7396
ウェブサイト	・子育て世帯等住宅リフォーム補助事業制度： https://www.city.zama.kanagawa.jp/kurashi/sumai/josei/1008913.html

事業種別	座間市
独自の育児関係支援（医療費助成等）①	●小児医療費助成：0歳～満18歳年度末のお子さんを対象に通院及び入院の保険診療の自己負担額を助成。
主管課	子育て支援課
連絡先	046-252-7201
独自の育児関係支援（医療費助成等）②	●ひとり親家庭等医療費助成：ひとり親家庭等の保険診療の自己負担額を助成（対象者は、18歳年度末までのお子さん、もしくは20歳未満で政令の定める程度の障害の状態である、または高等学校等（定時制、通信制）に在学しているお子さんを養育しているひとり親家庭等のうち所得が一定額未満の方。）。
主管課	子育て支援課
連絡先	046-252-7201
独自の育児関係支援（医療費助成等）③	●こども家庭センター：母子保健コーディネーターによる、母子健康手帳の発行や子育てサービスの紹介。
主管課	こども家庭課
連絡先	046-252-7225
独自の育児関係支援（医療費助成等）④	●妊婦健康診査費用の助成：妊娠中の健康診査、医療機関専用初回22,000円、5,000円7枚、11,000円2枚、8,000円4枚
主管課	こども家庭課
連絡先	046-252-7225
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑤	●妊婦歯科健康診査の助成：妊娠中に1回分の歯科健診の費用の一部を補助。自己負担金500円。
主管課	こども家庭課
連絡先	046-252-7225
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑥	●産後ケア事業（宿泊・通所・訪問）：産後12か月までの母子について出産後も安心して子育てができるよう、お母さんの心身のケアと育児支援をサポートする事業。
主管課	こども家庭課
連絡先	046-252-7225
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑦	●予防接種スケジュールの管理 母子手帳アプリ母子モ：登録により個々の予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくと事前にプッシュ通知でお知らせをする。
主管課	こども家庭課
連絡先	046-252-7225
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑧	●母親父親教室 ハローベビークラス：初妊婦とそのパートナーを対象としており、年間4回コースとして実施。
主管課	こども家庭課
連絡先	046-252-7225

独自の育児関係支援（医療費助成等）⑨	●離乳食教室 ①初期・中期:おおむね5か月～8か月児とその保護者対象（年6回）②後期・完了期:おおむね9か月～1歳1か月児とその保護者対象（年6回）※①のみ希望する保護者向けに試食を提供。
主管課	こども家庭課
連絡先	046-252-7225
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑩	●新生児聴覚検査費用助成 生まれて間もない赤ちゃんを対象とした「耳の聞こえ」の検査費用を補助。自動聴性脳幹反応検査（AABR）3,000円、耳音響放射検査（OAE）1,500円。
主管課	こども家庭課
連絡先	046-252-7225
独自の育児関係支援（医療費助成等）⑪	●1か月児健康診査費用の助成:4,000円
主管課	こども家庭課
連絡先	046-252-7225
ウェブサイト	・出産したら： https://www.city.zama.kanagawa.jp/kosodate/ninshin/shusan/index.html ・小児医療費助成： https://www.city.zama.kanagawa.jp/kosodate/ninshin/josei/1003085.html ・ひとり親家庭等医療費助成： https://www.city.zama.kanagawa.jp/kosodate/shien/hitorioya/1003123.html

事業種別	座間市
○生活支援に係る施策①	●心身障害者医療費助成：保険診療の自己負担の全額又は一部を助成（年齢制限あり。）。
主管課	障がい福祉課
連絡先	046－252－7978
○生活支援に係る施策②	●精神障害者通院医療費助成：精神通院医療費月額自己負担上限額までを助成（年齢制限あり。）。
主管課	障がい福祉課
連絡先	046－252－7978